生活習慣病重症化予防特約(2022)目次

(2022年4月実施)

この特約の締結に関する規定 第1編

第1条 特約の締結

第2条 特約の保険期間および保険料払込期間

第2編 この特約の保険給付に関する規定

第3条 給付金の支払

第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

第4条 中途付加された特約の責任開始期

第5条 特約の消滅 第6条 特約の更新

第7条 法令等の改正に伴う支払事由の変更

第8条 普通保険約款の規定の適用

生活習慣病重症化予防特約(2022)

第1編 この特約の締結に関する規定

(特約の締結)

第1条 この特約は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により、主たる保 険契約(以下「主契約」といいます。)に付加して締結します。

(特約の保険期間および保険料払込期間)

第2条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内で定めるものと します。

この特約の保険給付に関する規定 第2編

(給付金の支払)

第3条 この特約の給付金の名称、支払事由、支払額および受取人は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人
重	被保険者が、この特約の責任開始【編考1】期	特約給付金額	主契約の普通保険
症	以後に発生した事由を原因として特定生活		約款(以下「普通
化	習慣病(別表25)を発病し、その治療を直		保険約款」といい
予	接の目的として、この特約の保険期間中に		ます。) に定める傷
防	医師による投薬治療(公的医療保険制度(別		害疾病給付受取人
給	表10) における医科診療報酬点数表 [編巻2]		
付	により薬剤料または処方箋料が算定される		
金	薬剤の投与または処方をいいます。以下本		
	条において同じ。)を受けたとき。		

- 2 被保険者が、この特約の責任開始^[編表1] 期前に発生した事由を原因として特定生活習 慣病 (別表25) を発病し、その治療を直接の目的として前項に定める投薬治療を受けた 場合でも、責任開始 [編巻1] の日からその日を含めて2年を経過した後に投薬治療を開始 したときは、その投薬治療はこの特約の責任開始 ^[備考1] 期以後の原因によるものとみな して取り扱います。
- 3 被保険者が、この特約の責任開始^(備を1)期前に発病した疾病を原因として特定生活習 慣病 (別表25) を発病し、その治療を直接の目的として、この特約の責任開始 [imit] 期以 後に第1項に定める投薬治療を受けた場合でも、会社が、この特約の締結の際 [編巻3] に、 告知等により知っていた責任開始 [編巻1] 期前の疾病に関する事実にもとづいて承諾した ときは、その疾病はこの特約の責任開始 [#*1] 期以後に発病したものとして取り扱います。 ただし、その疾病に関する事実の一部のみが告知されたことにより、会社がその疾病に 関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

第3条 備考

【備考1】責任開始

この特約の復活が行なわれ た場合には、最後の復活の 際の責任開始とします。

【備考2】医科診療報酬点数

投薬治療を受けた時点にお いて、厚生労働省告示に基 づき定められている医科診 療報酬点数表をいいます。

【備考3】この特約の締結の

この特約の復活が行なわれ た場合には、最後の復活の 際とします。

【備考4】治療を直接の目的 とする入院

治療のための入院をいい、 たとえば、治療処置を伴わ ない人間ドック検査、美容 上の処置などのための入院 は該当しません。

【備考5】入院

病院または診療所(別表14) における別表8に定める入 4 被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始 [編巻1] 期以後に発病した次の各号に定める疾病の治療を直接の目的とする入院 [編巻4] [編巻5] を開始したときは、その入院の開始日に第1項の投薬治療を開始したものとみなして取り扱います。

(1) 特定生活習慣病 (別表25)

- (2) 生活習慣病(別表18)。ただし、同表中、「生活習慣病の種類」が「がん(悪性新生物・上皮内新生物)」に区分される疾病および前号に該当する疾病を除きます。
- 5 重症化予防給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて1回のみとします。
- 6 会社が重症化予防給付金を支払った場合には、その支払事由よりも前に生じていた別の支払事由について重症化予防給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 7 重症化予防給付金の受取人を第1項に定める者以外の者に変更することはできません。

院に限ります。

第3編 この特約の締結後の取扱に関する規定

(中途付加された特約の責任開始期)

- **第4条** 主契約の締結後に付加されたこの特約については、会社は、次の時から保険契約 上の責任を負います。
 - (1) 会社が、この特約の付加を承諾した後にこの特約の第1回保険料を受け取った場合 この特約の第1回保険料を受け取った時
 - (2) 会社が、この特約の第1回保険料相当額を受け取った後にこの特約の付加を承諾した場合

次のいずれか遅い時

- ア. この特約の第1回保険料相当額を受け取った時
- イ. 被保険者に関する告知を受けた時

(特約の消滅)

第5条 第3条 (給付金の支払) の重症化予防給付金が支払われた場合には、この特約は、 被保険者が重症化予防給付金の支払事由に該当した時にさかのぼって消滅します。

(特約の更新)

- 第6条 この特約の保険期間が主契約の保険期間満了の日前に満了する場合、契約者が、この特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までにこの特約を更新しない旨を会社に書面で通知しない限り、この特約の保険期間満了の日の翌日に、この特約(保険期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限ります。)は更新して継続されます。ただし、次のいずれかに該当する場合には更新できません。
 - (1) この特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が60歳のとき。
 - (2) 更新時に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき。
- 2 前項の規定によりこの特約が更新される場合、更新後の特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後の特約の保険期間を更新前と同一とした場合に、更新後の特約の保険期間満了の日が、次の各号に定める日のうちいずれか先に到来する日をこえるときは、その日まで保険期間を短縮して更新します。
 - (1) 主契約の保険期間満了の日
 - (2) 被保険者の年齢が60歳となる契約応当日の前日
- 3 この特約の保険期間が満了する際、主契約が更新する場合は、契約者が特に反対の意思を会社に書面で通知しない限り、この特約も同時に更新して継続されます。この場合、前2項の規定を準用します。ただし、前回の特約の更新の際に、前項ただし書の規定によりこの特約の保険期間を短縮して更新した場合には、その短縮前の保険期間と前項第2号に定める日までの期間のいずれか短い期間を更新後の特約の保険期間とします。
- 4 第1項第2号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第1項第1号に該当しない場合には、会社がこの特約と同種の他の特約の付加を取り扱っているときに限り、更新の取扱に準じて、会社の指定するこの特約と同種の他の特約を主契約に付加します。
- 5 前4項の規定のほか、この特約の更新については、普通保険約款に定める主契約の更新に関する規定を準用します。

(法令等の改正に伴う支払事由の変更)

第7条 会社は、重症化予防給付金の支払事由(第3条)にかかわる法令等の改正による

公的医療保険制度(別表10)の改正があり、その改正が重症化予防給付金の支払事由に 影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、重症化予防給付金の支払事由を 変更することがあります。

- 2 会社は、本条の変更を行なうときは、主務官庁の認可を得て定めた日(以下「変更日」 といいます。) から将来に向かって支払事由を改めます。
- 3 本条の規定により支払事由を変更する場合には、変更日の2ヵ月前までに契約者にそ の旨を通知します。

(普通保険約款の規定の適用)

第8条 この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものと します。